

令和6年度土地改良区体制強化事業（統合整備推進研修等）に係る公募要領

第1 総則

令和6年度土地改良区体制強化事業（統合整備推進研修等）（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、この公募要領に定めるもののほか、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

なお、本公募は、令和6年度予算により実施する事業に係るものであるが、予算の成立後速やかに当該事業を実施するため、予算の成立前に行うものであり、成立した予算の内容に応じて、事業内容等の変更が有り得る。

第2 公募対象補助事業

【目的】

土地改良区は、農業水利施設の管理や農業生産基盤の整備を通じた農地の利用集積を推進する中心的役割を担う団体であり、その機能と役割が十分発揮されることが期待されている。

一方で、農業・農村の構造の変化や組合員のコスト意識の高まりが見られるとともに、土地改良区の組織運営や土地改良施設・受益農地の管理が複雑化・高度化している状況が見られることから、土地改良区の統合再編、事業運営の透明化等の推進による組織運営基盤の強化、農業水利施設の計画的かつ効率的な保全管理、所有者の所在が不明なものを含む農地の利用集積への対応等の技術向上等による事業実施体制の強化を図ることが必要である。

このため、本事業は、財産管理制度等の活用推進対策、研修・人材育成等を実施し、土地改良区の体制強化に資することを目的とする。

【事業内容】

本事業は、平成28年度から令和7年度までの実施を予定しており、令和6年度の事業内容は次のとおりとする。

なお、前年度の事業内容から変更となっている箇所は、1の受益農地管理強化対策である（別添「事業内容の主な変更箇所」を参照）。

1 受益農地管理強化対策

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じている地区において、円滑かつ適正な換地処分及び土地改良区の受益地内における所有者不明農地等の解消を図るため、財産管理制度等（民法（明治29年法律第89号）第25条に基づく不在者財産管理制度、同法第262条の2に基づく所在等不明共有者の持分の取得、同法第262条の3に基づく所在等不明共有者の持分の譲渡、同法第264条の2から第264条の7までにに基づく所有者不明土地管理制度及び同法第952条に基づく相続財産管理制度をいう。以下同じ。）の活用推進を目的として、次の業務を行うものとする。

（1）財産管理制度等活用推進委員会の設置

実施要領第3の1の（1）の規定により、国及び地方公共団体の職員、公募団体、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）及び土地改良区の役職員並びに学識経験者その他必要な者をもって構成する財産管理制度等活用推進委員会を設置するものとする。当該委員会においては、（2）により実施する活用実態調査等及び（3）により実施する普及・啓発の検討を行うものとする。

（2）財産管理制度等の活用実態調査等

財産管理制度等の活用実態を踏まえ、これの活用推進を図るための推進方策について検討を行い、財産管理制度活用マニュアルの見直し及び事例の追録を行うものとする。

(3) 財産管理制度等の普及・啓発

- ア 財産管理制度活用マニュアル、活用実態調査結果等を活用し、財産管理制度等の普及・啓発を行うとともに、必要に応じて、土地改良区等を対象に財産管理制度等の説明会を行うものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。
- イ 土地改良区等に対して財産管理制度等の活用に関して具体的な指導を実施する地方連合会からの要請に応じて、財産管理制度等の活用に関する助言等を行うものとする。

2 研修・人材育成

(1) 統合整備推進研修

ア 基礎研修

- (ア) 土地改良区の合併を推進するために必要な基礎的な知識を習得するための研修を行うものとする。
- (イ) 研修は、土地改良区の役職員等を対象とし、より多くの希望者の参加を可能とするため、同一の内容をもって全国を対象に2回以上開催するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。
- (ウ) 研修内容
 - a 合併協議の体制構築・進め方について
 - b 合併推進に係る諸課題・懸案事項への対応について
 - (a) 組織運営に係る課題等
 - (b) 施設管理に係る課題等
 - c 合併事例の検証・検討
 - d 合併後における諸課題・懸案事項解消への取組について
 - e 合併の推進に資する滞納処分の実施について
 - f その他合併を推進する人材の育成に関する事項

イ 会計研修

- (ア) 合併推進に係る諸課題・懸案事項のうち、資産・負債の格差など財政面の課題に対応するために必要な会計に関する知識を習得するための研修を行うものとする。
- (イ) 合併を推進する上で、財政面の課題が支障となっていると認識している土地改良区が多いことから、研修は、土地改良区の役職員等を対象とし、全ての都道府県で1回以上開催するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。
- (ウ) 研修内容
 - a 合併推進に係る諸課題・懸案事項への対応について
 - (a) 財務諸表等（貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書、収支決算書及び財産目録）作成方法等
 - (b) 財務諸表等を活用した土地改良区の財務分析の方法
 - b その他必要な事項

(2) 施設管理研修

ア 管理専門指導員研修

- (ア) 土地改良施設管理の強化を図るため、土地改良施設の診断・管理指導等を行う管理専門指導員等を対象とした研修を行うものとする。
- (イ) 研修は、全国を対象に基礎的な知識を習得する研修、実務的な知識を習得する研修等に分け、計2回以上開催するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。
- (ウ) 研修内容
 - a 土地改良施設管理概論
 - b 農業水利施設のストックマネジメント概論
 - c 農業水利施設の機能診断概論

- d 農業水利施設の安全管理関係
- e その他管理専門指導員等の資質向上に関する事項
- イ 土地改良施設の整備補修事例検討会
 - (ア) 土地改良区等が管理する土地改良施設の整備補修（地方連合会が実施する診断・管理指導に基づき実施されるものをいう。）について、先進技術の導入事例等の共有化を図るため、土地改良施設の診断・管理指導等を行う管理専門指導員等を対象とした検討会を行うものとする。
 - (イ) 検討会は、全国を地方農政局ごとのブロックに分け、ブロック単位で1回以上開催するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができるものとする。）。ただし、北海道は東北農政局ブロックに、沖縄県は九州農政局ブロックに含めるものとする。

(3) 会計指導員育成研修

- ア 土地改良区等に対する複式簿記会計に関する巡回指導、財務管理強化相談業務、土地改良区等の指導監査等を行う会計指導員を育成するための専門的な研修（以下「育成研修」という。）及び認定試験を行うものとする。
 - なお、育成研修として令和3年度に認定された者に対する認定更新のための研修も併せて行うものとする。
- イ 育成研修（eラーニング等を含む。）は、全国で1回以上開催するものとする。
 - なお、育成研修を新規に受講した者を対象に認定試験を行うものとする。
- ウ 研修内容
 - 研修内容は、概ね次のとおりとし、（オ）の認定試験の内容は、実施要領第5の1の（3）のエによるものとする。
 - (ア) 複式簿記会計に関する巡回指導に必要な土地改良区会計に関する事項
 - (イ) 財務管理強化相談業務に必要な土地改良区会計及び業務運営に関する事項
 - (ウ) 土地改良区等の指導監査に関する事項
 - (エ) 土地改良区の事業運営の透明化やガバナンスの強化に関する事項
 - (オ) 認定試験（新規認定者に限る。）
- エ 会計指導員育成研修運営委員会の設置
 - 実施要領第5の1の（3）のカの規定により、次に掲げる事項を所掌する委員会を設置するものとする。なお、構成員には、必ず公認会計士、税理士等、会計に関する学識経験者を含めること。
 - (ア) 育成研修のカリキュラムに関すること
 - (イ) 認定試験問題の作成に関すること
 - (ウ) 認定試験結果の審査に関すること
 - (エ) その他会計指導員の育成に関する事項
- オ 認定証の印刷及び発送
 - 実施要領第5の1の（3）のクの規定による認定証の交付の際には、公募団体が認定証の印刷及び認定者に対する発送を行うものとする。
- カ 個人情報の管理及び情報共有・提供
 - 研修の受講・受験資格の確認をする際に取得する個人情報の管理及び情報共有・提供については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適切に行うこと。

(4) 換地関係異議紛争処理実務研修

- ア 土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るため、都道府県の職員、地方連合会の役職員及び土地改良区等の役職員等を対象に研修を行うとともに、研修において活用する土地改良換地（農地中間管理機構関連農地整備事業を含む。）に関する異議紛争の未然防止及び早期解決のための資料作成を行うものとする。
- イ 研修は、全国を地方農政局ごとのブロックに分け、ブロック単位で1回以上開催するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催すること

ができることとする。)。ただし、北海道は東北農政局ブロックに、沖縄県は九州農政局ブロックに含めるものとする。

ウ 研修内容について、概ね次のとおりとする。

(ア) 土地改良換地に関する既往の異議紛争及び農地中間管理機構活用の具体的事例

(イ) その他必要事項

エ 地方連合会が行う換地処分未了地区等の解消に関する指導に対する助言等を行うものとする。

(5) 関係機関との連携

上記(1)から(4)の研修については、公募団体は、都道府県土地改良事業団体連合会等の関係機関と連携の上、実施するものとする。

第3 公募対象団体

公募に応募できる団体は、1の対象団体に掲げる団体であって、2の応募資格・条件等の全てを満たすものとする。

1 対象団体

民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）

2 応募資格・条件等

- (1) 意思能力及び行為能力を有する団体であること。
- (2) 補助事業等を遂行する資力を有する団体であること。
- (3) 法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること。

第4 補助対象経費の範囲

	項目	内容
1	賃金	本事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
2	報償費	本事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金及び資料収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費（社内規定等に基づく単価の設定根拠によること）
3	旅費	本事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ及び資料収集等に必要な旅費、又は、技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費
4	需用費	本事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
5	役務費	本事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析及び試験等を専ら行うために必要な経費
6	委託料	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
7	使用料及び賃借料	本事業の実施に直接必要な車両等の借り上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料に必要な経費
8	備品購入費	本事業の実施に直接必要な備品の購入に係る経費
9	給料、職員手当等又は技術員手当	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき算出される経費
10	共済費	1及び9に該当する者に対する共済組合負担金及び社会保険料等
11	補償費	本事業の実施に直接必要な業務の遂行上、一時的に必要なとなる仮設的用地の借料
12	資材購入費	本事業の実施に直接必要な資材の購入費

13	機械賃料	本事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料
----	------	---------------------------

なお、当該補助事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体にあつては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

第5 補助対象とならない経費

恒久的な建物等の建築に関する経費、不動産取得に関する経費及び本事業を実施しなくとも必要となる経費で、事業に直接関連のない経費。

管理費等事業共通で使用する経費については、事業分を明確に証明できない経費。

第6 補助金の額及び補助率

補助対象となる事業費は、108,523,000円以内とし、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を定額により補助する。

なお、補助金の額は、補助対象経費の金額の算定に誤りがないかどうか審査をした上で決定するため、提案のあった額より減額されることがある。

第7 説明会の開催

- 1 本事業に関する説明会を次のとおり開催する。
日時：令和6年2月8日（木）《開催時間は、参加者に対し別途連絡する。》
場所：Web会議型式で開催予定《参加者に対し別途連絡する。》
- 2 説明会への出席を希望する者は、別紙様式1「令和6年度土地改良区体制強化事業（統合整備推進研修等）に関する説明会出席届」を令和6年2月6日（火）までに第8の4「提出・照会等窓口」へ提出すること。

第8 課題提案書等の提出について

- 1 提出書類
 - (1) 「令和6年度土地改良区体制強化事業（統合整備推進研修等）に関する課題提案書の提出について」（別紙様式2）
 - (2) 課題提案書（別紙様式3）
 - (3) 事業費内訳（別紙様式4）《本事業を実施するために必要な経費をすべて記載すること。》
 - (4) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別紙様式5）
 - (5) 定款、規約、寄付行為、業務方法書等の規約
 - (6) 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係書類
- 2 提出方法
メール、持参又は郵送のいずれかにより提出すること。
- 3 提出期限
令和6年2月19日（月）午後6時15分まで
（郵送の場合は、令和6年2月19日（月）午後6時15分までに窓口必着とする。）
- 4 提出・照会等窓口
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
組織強化企画班、団体指導・利用調整班、団体指導推進班、農地集団化班
（北別館5階ドア番号：北513）
TEL：03-3502-8111（代表）
e-Mail：kenta_suzuki960@maff.go.jp
担当者：課長補佐 河野 通成（カリ ミチナリ：内線5475）
課長補佐 高橋 宏昭（タハシ ヒロアキ：内線5475）
課長補佐 高島 久美（タシマ クミ：内線5476）

課長補佐	一條 正成（イチジョウ マサゲ：内線 5 4 7 6）
組織企画係長	鈴木 健太（スズキ ケンタ：内線 5 4 7 5）
団体指導・技術係長	桑津 正輝（クワヅ マサキ：内線 5 4 7 5）
会計指導係員	中村 昂平（ナカムラ コウヘイ：内線 5 4 7 6）
換地係員	山根 大輝（ヤマネ ダイキ：内線 5 4 7 6）

第9 課題提案書等の内容等

- 1 課題提案書は、別紙様式3の「記載に当たっての注意事項」に従い作成すること。
「記載に当たっての注意事項」に従った課題提案書ではない場合には、提案書の評価を行わないことがあるので留意すること。
なお、課題提案書は日本語で記載すること。また、紙により提出を行う場合は、A4版・片面印刷（カラーページがある場合はカラー印刷）とすること。
- 2 提出された課題提案書に疑義が生じた場合は、確認のため問合せを行う場合がある。
- 3 課題提案書の作成・提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- 4 一度提出された課題提案書等は、変更及び取消しができない。また、課題提案書等は返却しない。
- 5 課題提案書等は、当該公募に係る事務手続以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

第10 課題提案書の選定（特定）

- 1 補助金等交付候補者の選定は、農村振興局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）において、審査基準に基づき、提出された課題提案書等について審査の上、選定する。
- 2 課題提案書等の内容を選定審査委員会に対して説明する機会を設けないため、提出された課題提案書等のみをもって審査し、選定する。
- 3 補助金等交付候補者は、1団体を予定している。
ただし、提出された課題提案書等を審査し、補助事業遂行能力が備わっていないと判断できる場合又は応募者が1団体であった場合は、補助金等交付候補者として選定しない。

第11 選定結果の通知

選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された団体に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかった団体に対しては選定されなかった旨を、それぞれ令和6年度予算成立日までに通知する。

また、補助金等交付候補者として選定された団体の名称等は、公表する。

第12 主な留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、実施要綱、実施要領及び土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）に従うこと。
- 2 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備し保管すること。
- 3 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。
なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定により農林水産大臣が定める処分制限財産とし、農林水産大臣が別に定める期間内において、当該財産を農村振興局長の承認

を受けて処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

- 4 本事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間中であるか否かにかかわらず、第三者に漏らしてはならない。
- 5 人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うこと。

別 添

事業内容の主な変更箇所

令和6年度公募要領	令和5年度公募要領	変更内容
1 受益農地管理強化対策 (2) 財産管理制度等の活用実態調査等 財産管理制度等の活用実態を踏まえ、これの活用推進を図るための推進方策について検討を行い、財産管理制度活用マニュアルの見直し及び事例の追録を行うものとする。	1 受益農地管理強化対策 (2) 財産管理制度等の活用実態調査 従来の財産管理制度の活用実態を踏まえ、財産管理制度等の活用推進を図るための推進方策について検討を行い、財産管理制度活用マニュアルの見直しに向けた検討を行うものとする。	「従来の財産管理制度」を「財産管理制度等」に変更 事業内容をマニュアルの見直し及び事例の追録に変更